

総税企第122号
令和7年9月12日

各道府県総務部長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

令和6年(2024年)能登半島地震による被災納税者に対する
期限の延長について

令和6年(2024年)能登地震による被災納税者に対しては、「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」(令和6年1月9日総税企第2号)において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところですが、国税に関する申告期限等の延長(令和6年1月12日国税庁告示第1号)について、本日付けで国税庁長官より、別紙のとおり、国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項の規定に基づき、石川県の一部の地域における期日の指定(令和7年9月12日国税庁告示第18号)がなされたことを踏まえ、引き続き適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

石 川 県 の 一 部 の 地 域 に お け る 国 税 に 関 す る 申 告 期
限 等 を 指 定 す る 件

国 税 庁 告 示 第 十 八 号

国 税 通 則 法 施 行 令 （ 昭 和 三 十 七 年 政 令 第 百 三 十 五
号 ） 第 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 富 山 県 及 び 石 川
県 に お け る 国 税 に 関 す る 申 告 期 限 等 を 延 長 す る 件
（ 令 和 六 年 国 税 庁 告 示 第 一 号 ） に お い て 別 途 国 税 庁
告 示 で 定 め る こ と と さ れ て い る 期 日 の う ち 、 次 に 掲
げ る 地 域 に 国 税 の 納 税 地 を 有 す る 者 に 係 る も の に つ
い て は 、 そ の 期 限 が 令 和 六 年 一 月 一 日 か ら 令 和 七 年
十 月 三 十 日 ま で の 間 に 到 来 す る も の に つ い て 、 令 和
七 年 十 月 三 十 一 日 と す る 。

令 和 七 年 九 月 十 二 日

国 税 庁 長 官 江 島 一 彦

都 道 府 県 名	地 域
石 川 県	鳳 凰 輪 珠 洲 島 郡 市 市 能 穴 登 水 町 町